

# 令和2年度 広島県創業者表彰制度 募集要項

## 1. 目的

広島県では、広く県民の創業意識の向上と新規創業の促進を図るため、創業支援の一環として、県内の創業者を対象に表彰制度を設け、優れた創業者を表彰します。

## 2. 募集対象

次の要件をすべて満たす創業者とします。なお、過去に本表彰制度により、表彰された創業者は応募できません。

- (ア) 創業事業の本拠が広島県内であること（法人の場合は広島県内に本店所在地を有し、個人事業主の場合は事業所所在地が広島県内であること）
- (イ) 平成28年4月1日以降に創業した法人（会社法上の株式会社・合同会社・合名会社・合資会社、若しくは企業組合・協業組合等）又は個人事業主で、1期以上決算を行っていること
  - ※ 創業年月日は、法人の場合は、商業登記簿謄本の法人設立年月日、個人事業主の場合は、開業届の開業年月日でそれぞれ判断。
  - ※ 平成28年4月1日以降の法人成りも含む。
- (ウ) 応募事業が非営利活動を目的としたものではないこと
- (エ) 中小企業・小規模事業者<sup>\*1</sup>であって、みなし大企業<sup>\*2</sup>に該当しないこと（※1, 2は参考を参照）
- (オ) 表彰式（令和3年3月中旬）まで継続して事業を実施していること
- (カ) 県税について滞納がないこと
- (キ) 事業開始日以降、訴訟や法令順守上の問題を抱えていないこと
- (ク) 応募者又は法人の役員が、反社会的勢力でないこと

## 3. 募集期間

令和2年11月19日（木）～令和3年1月18日（月）17時必着

## 4. 表彰等

### (1) 表彰

知事表彰	3件程度 <sup>*</sup>	賞状, 記念品
------	-------------------	---------

※ 審査結果により、上記の表彰件数に満たない場合や該当なしの場合もあります。

### (2) 特典

応募者は、広島県創業支援ポータルサイト「ひろしまスターターズ」（以下、「ひろしまスターターズ」という。<https://hiroshima-starters.com/>）で新規創業者として紹介します。

また、受賞者は、「ひろしまスターターズ」で結果を掲載するとともに、その他県の広報媒体での紹介を行います。

※ 推薦機関についても、応募者（又は受賞者）の支援機関として、「ひろしまスターターズ」等で紹介します。

## 5. 審査基準

「新規性・独創性」、「社会性」、「事業性」、「市場性・将来性」の4つの基準に沿って、審査員により総合的に審査を行います。

## 6. 審査スケジュール

以下のスケジュールで実施します。

審査	令和3年1月下旬～2月上旬	審査員により、応募書類を基に審査し、3件程度を選定します。なお、必要に応じて、現地調査（事業実施・申込書記載内容等を確認）を実施
----	---------------	--

		施します。 <u>※選定結果の如何にかかわらず全員にご連絡致します。</u>
表彰式	<b>【日時】</b> 令和3年3月中旬 <b>【場所】</b> 県庁内	選定された創業者に対して表彰を行います。 <u>※ 選定された創業者は、表彰式へ出席いただきます。スケジュールの確保をお願い致します。</u>

## 7. 審査員

学識経験者、中小企業診断士等の専門家、起業経験者、広島県職員等の5名程度。

## 8. 応募方法

応募書類の様式は、広島県ホームページ又は「ひろしまスターターズ」からダウンロードいただき、必要事項をご記入の上、郵送又は電子メールにて提出ください。

### 【注意事項】

- ・応募は、自薦・他薦を問いませんが、他薦の場合は、両者が応募に合意しておいてください。
- ・他薦の場合は、次の推薦機関による推薦書の提出が必要です。
- ・法人の場合は代表者名で応募ください。
- ・応募はお一人1件（一事業主につき1件）とさせていただきます。

### 《推薦機関》

次の要件をすべて満たす者としします。

(ア) オール広島創業支援ネットワーク構成機関<sup>※3</sup> 又は産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画<sup>※4</sup> での県内の認定市町若しくは認定連携創業支援等事業者であり、かつ推薦した創業者の支援機関であること (※3, 4は参考を参照)

(イ) 支援機関の単位としては、本店・本所、支店・支所・出張所など、実際に創業者を支援した事業所単位とする

区 分	応募書類	郵送の場合	電子メールの場合
共 通	○応募申込書（様式第1号） ○推薦書（様式第2号）	各1部 <u>※応募申込書は、紙ベースに加え、Word形式でUSB等に保存し同封するか、電子メールで別途提出</u>	マイクロソフト Word
	○事業の概要がわかる資料、パンフレット、紹介記事等（新聞・雑誌等） 《提出は任意》		PDF <u>※パンフレット等、PDF化が困難な場合は、別途郵送可</u>
	○写真（応募者顔写真、商品・サービスや事業風景等2～3枚） ※県ポータルサイト「ひろしまスターターズ」で応募者（新規創業者）紹介のために使用 ※上記サイトでの紹介を希望されない場合は提出不要	JPEG/JPG <u>※USB等に保存し同封するか、電子メールで別途提出</u>	JPEG/JPG
法人の場合	○商業登記簿謄本〔写しでも可〕 《応募日以前3ヶ月以内に発行されたもの》 ○設立以降の財務諸表の写し（貸借対照表・損益計算書） ○広島県の納税証明書（広島県県税事務所が発行している「広島県税及び地方法人特別税について滞納がないこと」を証した書面）〔写しでも可〕 《応募日以前3ヶ月以内に発行されたもの》	各1部	PDF
個人事業主の場合	○開業届の写し ○開業以降の財務諸表の写し（青色申告者は青色申告決算書（貸借対照表、損益計算書）、白色申告者は収支内訳書） ○広島県の納税証明書（広島県県税事務所が発行している「広島県税について滞納がないこと」を証した書面）〔写しでも可〕 《応募日以前3ヶ月以内に発行されたもの》		

## 9. お問い合わせ先・提出先

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

広島県商工労働局イノベーション推進チーム 創業環境整備グループ

TEL 082-513-3357 (平日 8:30~17:00)

E-mail syoinnov@pref.hiroshima.lg.jp (※電子メールの場合の送信先)

電子メールを受信確認後、「受領確認メール」を返信いたします(土日祝日の場合は休日明け以降)。

数日たっても受領確認メールが届かない場合は、受信できていない可能性がありますので、上記お問い合わせ先までご一報ください。

### 【注意事項】

- ・郵送の場合は、封筒の表面に、「創業者表彰制度 応募申込書在中」と朱書きしてください。
- ・電子メールの場合は、件名に「創業者表彰制度 応募申込」と記載してください。

## 10. 注意事項

- (1) 本表彰への応募および表彰式への参加は無料です。ただし、当表彰への応募に要する経費や表彰式参加のための旅費等は自己負担となりますので、ご了承ください。
- (2) 必要に応じて、応募書類の内容に関する質疑や応募書類以外に審査に必要な書類の提出・閲覧を求めることがあります。
- (3) 受賞者については、受賞者名、事業内容等を公表します。公表について差し支えがないよう、記述にはご留意ください。
- (4) 応募者は、新規創業者として、「ひろしまスターターズ」に写真や事業内容等が紹介されます。「ひろしまスターターズ」での紹介の希望の有無については、応募申込書の中で確認を行います。
- (5) テレビや新聞の取材等により、顔写真やプロフィール、事業内容等が掲載されることがありますので、あらかじめご承知の上、ご応募ください。
- (6) 審査内容の詳細・結果に関する個別のお問合せには一切お答えできません。
- (7) 応募資格等に違反する事項があった場合には、失格又は表彰取消しとする場合があります。
- (8) ご提出いただきました応募書類は返却いたしませんので予めご了承ください。
- (9) 取得した個人情報については、創業者表彰の運営に係る事務に利用するほか、広島県が行う創業支援に係る情報提供やアンケート調査に利用することがあります。
- (10) 今後、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、表彰式の日程及び内容が変更となる可能性があります。また、不測の事態が発生した場合に、表彰式を中止又は延期する場合がありますので、予めご了承ください。その際は個別にご連絡致します。

## 【中小企業・小規模事業者】

業種分類	定義
製造業その他 (注1)	資本金の額又は出資の総額が <u>3億円以下</u> の会社又は常時使用する従業員の数が <u>300人以下</u> の会社及び個人事業主
卸売業	資本金の額又は出資の総額が <u>1億円以下</u> の会社又は常時使用する従業員の数が <u>100人以下</u> の会社及び個人事業主
小売業	資本金の額又は出資の総額が <u>5千万円以下</u> の会社又は常時使用する従業員の数が <u>50人以下</u> の会社及び個人事業主
サービス業 (注2)	資本金の額又は出資の総額が <u>5千万円以下</u> の会社又は常時使用する従業員の数が <u>100人以下</u> の会社及び個人事業主

(注1) ゴム製品製造業(一部を除く)は資本金3億円以下又は従業員900人以下

(注2) 旅館業は資本金5千万円以下又は従業員200人以下, ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金3億円以下又は従業員300人以下

## 【みなし大企業】

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
  - ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
  - ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が, 役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ※大企業とは, 上記【中小企業・小規模事業者】で定義する中小企業者以外の者であって, 事業を営む者をいいます。

## 【オール広島創業支援ネットワーク構成機関】

行 政	県内の市町 (23)
経済団体	県内の商工会議所 (13), 県内の商工会連合会・商工会 (34), 広島県中小企業団体中央会
金融機関	<p>■広島県に本店のある地域金融機関 (11)</p> <p>株式会社広島銀行, 株式会社もみじ銀行, 広島信用金庫, 呉信用金庫, しまなみ信用金庫, 広島みどり信用金庫, 広島県信用組合, 広島市信用組合, 両備信用組合, 備後信用組合, 信用組合広島商銀</p> <p>■政府系金融機関 (2)</p> <p>商工組合中央金庫, 日本政策金融公庫</p>
支援機関	広島県信用保証協会 ひろしま創業サポートセンター

## 【創業支援等事業計画】

産業競争力強化法において, 市区町村が民間の創業支援等事業者(地域金融機関, NPO法人, 商工会議所・商工会等)と連携し, ワンストップ相談窓口の設置, 創業セミナーの開催, 起業家教育事業等の創業支援及び創業機運の醸成を実施する「創業支援等事業計画」について, 国が認定することとしています。県内の認定市町及び認定連携創業支援等事業者は, 下記のサイトでご確認ください。

《ミラサポ》(中小企業庁) <https://www.mirasapo.jp/starting/specialist/hiroshima.html>